

平成26年10月31日
最終改正 平成27年3月4日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
品質管理部

QMS 適合性調査の申請に当たって提出すべき資料について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。）第23条の2の5第6項（同条第11項及び第23条の2の17第5項において準用する場合を含む。）又は第80条第2項の規定に基づいて医療機器又は体外診断用医薬品（以下「医療機器等」という。）の承認を受けようとするとき、承認事項の一部変更について承認を受けようとするとき若しくは輸出用の医療機器等を製造しようとするときに受ける調査（以下「新規適合性調査」という。）又は承認取得後若しくは輸出用の医療機器等の製造開始後5年ごとに受ける調査（以下「定期適合性調査」という。）の申請を行うに当たり提出すべき資料については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生労働省令第1号。以下「施行規則」という。）第114条の28第2項（第114条の81及び第264条第2項において準用する場合を含む。）並びに平成26年10月24日付薬食監麻発第1024第10号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知「QMS調査要領の制定について」（以下「調査要領通知」という。）に示されているところですが、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「総合機構」という。）におけるこの具体的な取り扱いについて下記のとおり定めることとしましたので、御了知いただくとともに、関係者に周知徹底されるよう、ご協力方よろしくお願いいたします。

なお、本案内については、薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号、以下「改正法」という。）に基づくQMS適合性調査を受けようとする場合に適用することとします。ただし、改正法の施行後であっても、改正前の薬事法に基づくQMS適合性調査を受けようとする場合の取り扱いについては、従前のとおりとします。

記

1. 新規適合性調査申請に当たって提出すべき資料について

- (1) 新規適合性調査申請に当たって提出すべき資料は、原則として、別紙1に掲げるものとします。なお、別紙1に掲げる資料のうち、第1の1. から5. まで並びに第2の1. (1) 及び3. (1) につきましては、実地又は書面調査の判断時に確認しますので、適合性調査申請時に併せてご提出ください。その他の資料につきましては、全て揃っていない場合でも調査申請を行うことは可能です。提出の時期等については担当者にご相談ください。

2. 定期適合性調査申請に当たって提出すべき資料について

- (1) 定期適合性調査申請に当たって提出すべき資料は、原則として、別紙2に掲げるものとします。なお、別紙2に掲げる資料のうち、第1の1. から6. まで並びに第2の1. (1)、3. (1) 及び3. (5) につきましては、実地又は書面調査の判断時に確認しますので、適合性調査申請時に併せてご提出ください。その他の資料につきましては全て揃っていない場合でも調査申請を行うことは可能です。提出の時期等については担当者にご相談ください。

3. その他

- (1) 申請時期につきましては、遅くとも調査を省略しようとする全品目の更新期限（承認取得から5年毎の期日）までに、省略理由に用いる基準適合証を入手できるように申請してください。また承認申請に係る適合性調査にあつては、審査の進捗等を勘案の上、申請してください。
- (2) QMS 適合性調査を実地調査とするか書面調査とするかの判断については、調査実施者たる総合機構の責任において行うこととします。調査要領通知にも記載されておりますように、「製造管理又は品質管理に注意を要する程度（製造工程の複雑さ、製品の使用に当たってのリスクの程度等）、過去の実地調査の結果等、過去における不適合、回収等の有無及び内容」のほか、1. 又は2. により提出された資料の内容、他の調査実施者等の調査結果の相互活用等を考慮し決定します。
- (3) 書面調査と判断された申請において、1. 又は2. の資料の提出や当部からの照会事項への対応に時間を要することが見込まれる場合には、速やかにその旨を品質管理部に連絡してください。
- (4) 実地調査と判断された申請において、当日の調査を効率的に進める観点から、1. 又は2. に掲げるものに関わらず、必要に応じて別途調査用資料（QMS 省令に定める手順書及び記録の写し等）の提出をお願いすることがあります。その際は、調査担当者の指示に従い適宜ご対応ください。
- (5) 英語以外の外国語の資料を提出される際は、日本語又は英語に翻訳したものを添付してください。

- (6) 申請にあたって提出すべき資料について、重複する資料があれば、一方を省略することが可能です。省略する場合には、参照すべき資料をカバーレターの備考欄に記載するか、資料の参照箇所を記載した用紙を添付してください。また、過去に提出したものと同一の資料（ただし、過去2年間以内のものに限る。）がある場合は、当該資料を特定できる情報（システム受付番号、申請品目、申請年月日）をカバーレターの備考欄に記載するか、当該情報を記載した用紙を添付することにより、当該資料の提出を省略することが可能です。
- (7) 一部変更承認申請に係る適合性調査においては、本案内の別紙1「新規適合性調査申請に当たって提出すべき資料」のうち、製造販売業者等（製造販売業者又は外国製造医療機器等特例承認取得者）及び変更された施設又は承認に係る変更事項に関係する施設に関する資料のみの提出で構いません。
- (8) 追加的調査（規則第114条の33第1項第1号イからハまでに該当する医療機器又は同項第3号イからハまでに該当する体外診断用医薬品に係る調査（以下、「専門的調査」という。）を除く。）においては、本案内に示す資料（省略した適合性調査の種別（新規／定期）に準ずる。）のうち、追加的調査の要件に該当する施設に関する資料のみの提出で構いません（追加的調査の要件に該当する施設の考え方については、平成26年11月19日付薬食監麻発第1119第7号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長、薬食機参発1119第3号厚生労働省大臣官房参事官連名通知「基準適合証及びQMS適合性調査申請の取扱いについて」を参照）。
- (9) 専門的調査を要する品目においては、当該品目の適合性調査に際して別途その特性に応じた調査を行うための資料のご提出をお願いする場合があります。
- (10) 資料の提出にあたっては、別紙3「提出資料一覧及び綴り順」をご参照ください。また、提出資料とともに、別紙4「カバーレターの記載例」を参考に、資料の効率的な管理のために必要な情報を含んだカバーレターをご提出ください。なお、複数同時申請をする場合、カバーレターは手数料の計算結果シートと同じ部数にまとめることも可能です。
- (11) 本案内に示しました記載例はあくまで例示であり、実際の人物・団体とは一切関係ありません。調査用資料につきましては、QMS管理文書や申請者独自で作成した資料（実態を反映した資料）を提出してください。
なお、資料の提出にあたってご不明な点は品質管理部にご相談ください。
【品質管理部（QMS担当）、TEL：03-3506-9446、FAX：03-3506-9465】
- (12) 平成27年3月4日の改定は当該改定日より適用する。なお、当該改定よりも以前の案内により作成された資料については、当該改定日より3ヶ月までに調査申請を受け付けるものとする。

新規（一変）適合性調査申請に当たって提出すべき資料

施行規則第 114 条の 28 第 2 項（第 114 条の 81 及び第 264 条第 2 項において準用する場合を含む。）で規定されている「適合性調査に係る品目の製造管理及び品質管理に関する資料」及び「適合性調査に係る製造販売業者及び全ての製造所に関する製造管理及び品質管理に関する資料」について、新規適合性調査申請時に総合機構が求める資料は具体的には以下のとおりです。なお、該当する資料がない場合には、カバーレターの備考欄又はその旨を記載した用紙を添付してください。

第 1. 調査要領通知に定められたもの

1. 申請品目の製造販売承認申請書又は承認事項一部変更承認申請書（輸出用医療機器等の輸出届に基づく場合は、その届出書）の写し（資料番号 1-1-1）

2. 前回調査以降の承認事項一部変更承認書及び軽微変更届書の写し（資料番号 1-1-2）

承認事項一部変更承認申請に基づく調査申請の場合、総合機構又は都道府県による前回調査以降に取得した新製品目の承認事項一部変更承認書、提出した軽微変更届書の写し及び提出済みの場合には記載整備届書の写しを提出してください。

3. ISO13485 認証書等、調査対象施設における適合性調査の申請の日から過去 3 年以内に実施された他の調査実施者による実地の調査報告書、MOU等に基づく相手国等の証明書又は調査報告書、外国等当局による適合性証明書の写し（資料番号 1-1-3）

調査要領通知別紙 1 「実地・書面の判断基準」を参考に、他の調査実施者等の調査結果の相互活用に関して必要な資料を提出してください。なお、ISO13485 認証書を提出した場合、その調査報告書の提出は不要です。また、申請品目が ISO13485 認証書の対象（SCOPE）から外れている場合には、提出は不要です。

4. 調査対象品目の製造工程の概要（記載例 1）（資料番号 1-1-4）

申請品目に関して、製造工程（構成部品等の受入れから出荷判定まで。）に関与している全ての施設（登録製造所以外の施設を含む。）が特定できるような記載としてください。また、各施設における製造工程については、具体的な作業の内容がわかる記載としてください。

5. 各調査対象施設で実施している活動の概要及び各調査対象施設における品質管理監督システムの相互関係を確認できる資料（記載例 2）（資料番号 1-1-5）

申請品目に関与する製造販売業者等及び全ての登録製造所について、各施設で実施している活動の概要（各施設に適用される品質管理監督システムの範囲に関する資料を含む。）並びに、QMS を管理監督する施設や、登録製造所以外の施設を含む購買管理及び業務委託を行う施設等との関係を図等により示したものを提出

してください。

第2. 適合性調査実施者が必要とする資料（調査要領通知表4、1.（5））

1. 調査対象施設に関する資料

（1）調査対象施設の概要（様式2）（資料番号1-2-1）

製造販売業者等及び全ての登録製造所（申請品目に係るものに限る。以下、同じ。）について、様式2に従いその概要が分かるものを提出してください。なお、海外製造所に関しては、記入する言語は英語でも構いません。

（2）調査対象施設の配置図（記載例3）（資料番号2-1-1）

設計施設を除く全ての登録製造所について、その敷地と周辺地域の状況が分かる図面（航空写真でも可。）を提出してください。なお、申請品目に係る建物を識別してください。

（3）調査対象施設の平面図（記載例4）（資料番号2-1-2）

設計施設を除く全ての登録製造所について、以下に示す事項を明確にした平面図を提出してください。また、主な製造設備及び試験検査設備の配置又は一覧を提出してください。なお、機器の名称・型番等については原文でも構いません。

- 申請品目を取り扱うエリア（製造エリア、検査エリア、倉庫等）
- クリーンルーム等清浄管理エリアを有する場合、当該清浄管理エリア及び管理項目（管理クラス、差圧を含む。）
- 交叉汚染の防止等を要する場合、人及び製品の動線

2. QMSに関する資料

（1）調査対象者の組織図（記載例5）（資料番号2-2-1）

製造販売業者等及び全ての登録製造所の製造業者について、QMS 省令に規定される各責任者（管理監督者、管理責任者、総括製造販売責任者、国内品質業務運営責任者、市場への出荷判定の委託を受けた者を含む。）の氏名及び職名並びに関係する各部門が記載された組織図を提出してください。また、製造販売業者については、安全管理統括部門又は安全管理に関する部門との関係が分かるように記載してください。

（2）品質管理監督システム基準書（品質マニュアル）（資料番号2-2-2）

製造販売業者等及び全ての登録製造所の製造業者について、品質マニュアルの原本の写し（日本語又は英語）を提出してください。

（3）文書体系に関する資料（記載例6）（資料番号2-2-3）

製造販売業者等及び全ての登録製造所の製造業者について、QMS 省令で要求される品質管理監督システムに係る文書の一覧（文書の表題、文書番号、保管期間を含む。）を提出してください。なお、品質マニュアルに充足する資料があれば省略することが可能です。また、保管期間については、別途保管期間に係る手順書等の写しを提出することでも構いません。

3. 品目に関する資料

(1) 子品目リスト及び基準適合証の写し(様式3) (資料番号1-2-2)

当該申請に基づき交付される予定の基準適合証をもって調査を省略しようとする品目(以下、「子品目」という。)について、現在承認申請中のものも含め、様式3-1又は様式3-2にならって、一覧表にまとめてください。また、一部変更承認申請に係る適合性調査又は追加的調査にあつては、申請品目に係る基準適合証の写しを提出してください。

(2) 製品標準書の概要(記載例7) (資料番号2-3-1)

製造販売業者等及び登録製造所について、平成26年8月27日付薬食監麻発0827第4号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知「薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令の改正について」(以下、「QMS省令施行通知」という)第6逐条解説の6.(5)の「製品標準書」で要求されている事項が規定されている文書の所在(文書の表題、文書番号等)を示す表を提出してください。なお、各項目について複数の施設が関与する場合は、その各施設における文書等について適切に製品標準書の中で紐付けがわかるように記載してください。

(3) 添付文書等、品目の概要がわかる資料(資料番号2-3-2)

添付文書又は品目の概要がわかる資料を提出してください。

(4) 製造工程におけるバリデーションの実施状況(記載例8) (資料番号2-3-3)

申請品目を対象としてバリデーションを実施した工程がある場合には、その工程名、実施施設及び実施時期(最終報告書の承認日)の一覧を提出してください。なお、新規申請において、バリデーションが完了していない工程がある場合は、その実施予定日を記載することで構いません。また、実施状況が確認できれば、バリデーションマスタープランでも構いません。

4. QMS省令第3章に関する資料

(1) 製造販売業者等への不具合事項の連絡に係る手順書等【QMS省令第69条】(資料番号2-4-1)

全ての登録製造所について、施行規則第228条の20第1項各号及び第2項各号に関連する不具合に関する事項を知った場合における、製造販売業者等への通知のための手順書等の写しを提出してください。

(2) 国内品質業務運営責任者が要件を満たすことを示す宣誓書【QMS省令第72条】(様式4) (資料番号2-4-2)

国内品質業務運営責任者がQMS省令第72条第1項第2号の要件を満たすことを示す宣誓書を提出してください。

(3) 国内品質業務運営責任者の業務に係る手順書【QMS 省令第 72 条】（資料番号 2-4-3）

以下に示す国内品質業務運営責任者の業務について規定された手順書の写しを提出してください。

- 国内の品質管理業務の統括
- 市場への出荷の決定
- 製品の品質等に関する情報（製品の品質に影響を与える変更等を含む）の収集及び管理責任者等への連絡
- 製品の回収
- 市販後安全情報の安全管理統括部門への報告等

(4) 登録製造所等との取り決め書【QMS 省令第 72 条の 2 第 1 項】（資料番号 2-4-4）

全ての登録製造所について、資料番号 1-1-6（記載例 2）の関係図等を用いて、各施設との関係を明確にするとともに、申請品目に係る省令第 72 条第 2 項第 4 号に規定する品質に影響を及ぼす製造方法等の変更、同条第 2 項第 5 号に規定する品質情報を収集するための取り決め書の写しを提出してください。なお、製造販売業者が登録製造所と直接取り決めを結んでおらず、他の登録製造所を介して間接的に情報収集することとしている場合には、当該登録製造所と他の登録製造所の取り決め書の写しを提出してください。

(5) 修理業者及び中古品の販売業者又は貸与業者からの通知の処理、医療機器の販売業者又は貸与業者における品質の確保に係る手順書【QMS 省令第 72 条の 2 第 2 項】（資料番号 2-4-5）

修理業者、中古販売業者又は貸与業者から医療機器の修理、中古販売又は貸与に係る通知を受けることのある製品にあっては、その品質、有効性及び安全性の保持のために必要な事項について文書による指示を行うための手順書の写しを提出してください。また、販売業者又は貸与業者に対して、予め定めた営業所における品質確保の方法について文書による指示を行うための手順書の写しを提出してください。

定期適合性調査申請に当たって提出すべき資料

施行規則第 114 条の 28 第 2 項（第 114 条の 81 及び第 264 条第 2 項において準用する場合を含む。）で規定されている「適合性調査に係る品目の製造管理及び品質管理に関する資料」及び「適合性調査に係る製造販売業者及び全ての製造所に関する製造管理及び品質管理に関する資料」について、定期適合性調査申請時に総合機構が求める資料は具体的には以下のとおりです。なお、該当する資料がない場合には、カバーレターの備考欄又はその旨を記載した用紙を添付してください。

第 1. 調査要領通知に定められたもの

1. 前回調査以降の承認事項一部変更承認書及び軽微変更届書の写し（資料番号 1-1-2）

総合機構又は都道府県による前回調査以降に取得した承認事項一部変更承認書、提出した軽微変更届書の写し及び提出済みの場合には記載整備届の写しを提出してください。

2. ISO13485 認証書等、調査対象施設における適合性調査の申請の日から過去 3 年以内に実施された他の調査実施者による実地の調査報告書、MOU等に基づく相手国等の証明書又は調査報告書、外国等当局による適合性証明書の写し（資料番号 1-1-3）

調査要領通知別紙 1 「実地・書面の判断基準」を参考に、他の調査実施者等の調査結果の相互活用に関して必要な資料を提出してください。なお、ISO13485 認証書を提出した場合、その調査報告書の提出は不要です。また、申請品目が ISO13485 認証書の対象（SCOPE）から外れている場合には、提出は不要です。

3. 調査対象品目の製造工程の概要（記載例 1）（資料番号 1-1-4）

申請品目に関して、製造工程（構成部品等の受入れから出荷判定まで。）に関与している全ての施設（登録製造所以外の施設を含む。）が特定できるような記載としてください。また、各施設における製造工程については、具体的な作業の内容がわかる記載としてください。

4. 各調査対象施設で実施している活動の概要及び各調査対象施設における品質管理監督システムの相互関係を確認できる資料（記載例 2）（資料番号 1-1-5）

申請品目に関与する製造販売業者等及び全ての登録製造所について、各施設で実施している活動の概要（各施設に適用される品質管理監督システムの範囲に関する資料を含む。）並びに、QMS を管理監督する施設や、登録製造所以外の施設を含む購買管理及び業務委託を行う施設等との関係を図等により示したものを提出してください。

5. 前回調査以降の回収がある場合には、その概要（資料番号 1-1-6）

申請品目及び子品目について、都道府県による G Q P 調査（平成 26 年 11 月 25

日以後にあっては総合機構によるQMS調査)による前回調査以降に回収があった場合には、回収の開始年月日、製品名、回収の内容、回収に係るクラス分類、関連する製造所名等を記載してください。

6. 宣誓書(様式1) (資料番号1-1-7)

第2. 調査要領通知表4の2.(6)「適合性調査実施者が必要とする資料」

1. 調査対象施設に関する資料

(1) 調査対象施設の概要(様式2) (資料番号1-2-1)

製造販売業者等及び全ての登録製造所について、様式2に従いその概要が分かるものを提出してください。なお、海外製造所に関しては、記入する言語は英語でも構いません。

(2) 調査対象施設の配置図(記載例3) (資料番号2-1-1)

設計施設を除く全ての登録製造所について、その敷地と周辺地域の状況が分かる図面(航空写真でも可。)を提出してください。なお、申請品目に係る建物を識別してください。

(3) 調査対象施設の平面図(記載例4) (資料番号2-1-2)

設計施設を除く全ての登録製造所について、以下に示す事項を明確にした平面図を提出してください。また、主な製造設備及び試験検査設備の配置又は一覧を提出してください。なお、機器の名称・型番等については原文でも構いません。

- 申請品目を取り扱うエリア(製造エリア、検査エリア、倉庫等)
- クリーンルーム等清浄管理エリアを有する場合、当該清浄管理エリア及び管理項目(管理クラス、差圧を含む。)
- 交叉汚染の防止等を要する場合、人及び製品の動線

2. QMSに関する資料

(1) 調査対象者の組織図(記載例5) (資料番号2-2-1)

製造販売業者等及び全ての登録製造所の製造業者について、QMS省令に規定される各責任者(管理監督者、管理責任者、総括製造販売責任者、国内品質業務運営責任者、市場への出荷判定の委託を受けた者を含む。)の氏名及び職名並びに関係する各部門が記載された組織図を提出してください。また、製造販売業者については、安全管理統括部門又は安全管理に関する部門との関係が分かるように記載してください。

(2) 品質管理監督システム基準書(品質マニュアル) (資料番号2-2-2)

製造販売業者等及び全ての登録製造所の製造業者について、品質マニュアルの原本の写し(日本語又は英語)を提出してください。

(3) 文書体系に関する資料(記載例6) (資料番号2-2-3)

製造販売業者等及び全ての登録製造所の製造業者について、QMS省令で要求される品質管理監督システムに係る文書の一覧(文書の表題、文書番号、保管期間を含む。)を提出してください。なお、品質マニュアルに充足する資料があれば省

略することが可能です。また、保管期間については、別途保管期間に係る手順書等の写しを提出することでも構いません。

3. 品目に関する資料

(1) 子品目リスト及び基準適合証の写し（様式3）（資料番号1-2-2）

当該申請に基づき交付される予定の基準適合証をもって調査を省略しようとする品目について、現在承認申請中のものも含め、様式3-1又は様式3-2になって、一覧表にまとめてください。また、申請品目に係る更新前の基準適合証の写しを提出してください。

(2) 製品標準書の概要（記載例7）（資料番号2-3-1）

製造販売業者等及び登録製造所について、QMS省令施行通知第6逐条解説の6.(5)の「製品標準書」で要求されている事項が規定されている文書の所在（文書の表題、文書番号等）を示す表を提出してください。なお、各項目について複数の施設が関与する場合は、その各施設における文書等について適切に製品標準書の中で紐付けがわかるように記載してください。

(3) 添付文書等、品目の概要がわかる資料（資料番号2-3-2）

添付文書又は品目の概要がわかる資料を提出してください。

(4) 製造工程におけるバリデーションの実施状況（記載例8）（資料番号2-3-3）

前回の調査以降に申請品目の工程に係るバリデーション又は再バリデーションを実施した場合には、その工程名、実施施設及び実施時期（最終報告書の承認日）の一覧を提出してください。また、実施状況が確認できれば、バリデーションマスタープランでも構いません。

(5) 過去3年間の年間製造販売数量（資料番号1-2-3）

申請品目及び子品目について、製造販売業者における国内出荷数量又は輸入数量を記載してください。過去3年間製造販売を行った実績がない場合はその理由についても併せて記載してください。

(6) 生物由来原材料等を使用している医療機器にあつては、安全性の確保の観点から品質に問題ないかを点検したことを示す資料（資料番号2-3-4）

生物由来原材料を使用している場合等、安全性確保の観点から品質に問題がないかの点検が必要とされている品目については、その製造業務が適正な製造管理及び品質管理の下で行われていることの確認を行ったことを示す資料等を提出してください。（参考通知：平成20年4月14日付医政発第0414006号厚生労働省医政局長、薬食発第0414001号同省医薬食品局長連名通知「医薬品等の品質の確保及び安定供給について」、平成20年4月14日付厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課、同局安全対策課連名事務連絡「へパリン使用医薬品・医療機器の品質の確保の徹底等について」）

4. QMS 省令第 3 章に関する資料

(1) 製造販売業者等への不具合事項の連絡に係る手順書等【QMS 省令第 69 条】 (資料番号 2-4-1)

全ての登録製造所について、施行規則第 228 条の 20 第 1 項各号及び第 2 項各号に関連する不具合に関する事項を知った場合における、製造販売業者等への通知のための手順書等の写しを提出してください。

(2) 国内品質業務運営責任者が要件を満たすことを示す宣誓書【QMS 省令第 72 条】(様式 4) (資料番号 2-4-2)

国内品質業務運営責任者が QMS 省令第 72 条第 1 項第 2 号の要件を満たすことを示す宣誓書を提出してください。

(3) 国内品質業務運営責任者の業務に係る手順書【QMS 省令第 72 条】(資料番号 2-4-3)

以下に示す国内品質業務運営責任者の業務について規定された手順書の写しを提出してください。

- 国内の品質管理業務の統括
- 市場への出荷の決定
- 製品の品質等に関する情報（製品の品質に影響を与える変更等を含む）の収集及び管理責任者等への連絡
- 製品の回収
- 市販後安全情報の安全管理統括部門への報告等

(4) 登録製造所等との取り決め書【QMS 省令第 72 条の 2 第 1 項】(資料番号 2-4-4)

全ての登録製造所について、申請品目に係る省令第 72 条第 2 項第 4 号に規定する品質に影響を及ぼす製造方法等の変更、同条第 2 項第 5 号に規定する品質情報を収集するための取り決め書の写しを提出してください。なお、製造販売業者が登録製造所と直接取り決めを結んでいない場合にあつては、他の登録製造所を介して間接的に情報収集が可能であることを示してください。

(5) 修理業者及び中古品の販売業者又は貸与業者からの通知の処理、医療機器の販売業者又は貸与業者における品質の確保に係る手順書【QMS 省令第 72 条の 2 第 2 項】(資料番号 2-4-5)

修理業者、中古販売業者又は貸与業者から医療機器の修理、中古販売又は貸与に係る通知を受けることのある製品にあつては、その品質、有効性及び安全性の保持のために必要な事項について文書による指示を行うための手順書の写しを提出してください。また、販売業者又は貸与業者に対して、予め定めた営業所における品質確保の方法について文書による指示を行うための手順書の写しを提出してください。

宣 誓 書

(申請者)は、下記品目の適合性調査に係る申請の内容に事実と齟齬がないこと、当該申請品目及び当該申請品目に基づき交付が予定される基準適合証によって調査が省略されることが見込まれる品目の製造管理及び品質管理の方法が法第23条の2の5第2項第4号(法第23条の2の17第5項において準用する法第23条の2の5第2項第4号又は、法第23条の2の23第2項第5号)に該当していないこと、及び製造販売承認(認証)規格を満足したものを製造販売していることを宣誓します。

記

申請品目^{※1}：

平成 年 月 日

住所(従事する施設の住所)

氏名^{※2}(医療機器等総括製造販売責任者の氏名) 印

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
品質管理部長 殿

(了)

※1 複数同時申請をする場合には、申請品目を列記することも可。

※2 外国製造医療機器製造販売承認申請の場合にあつては、外国特例承認取得者を記載し、当該欄の下段に選任外国製造医療機器等製造販売業者の医療機器等総括製造販売責任者の従事する施設の住所と氏名を記載すること。

調査対象施設の概要

平成 年 月 日現在

施設の名称			
施設の所在地			
登録（許可）番号		登録（許可）年月日 ^{※1}	
登録（許可）期限		許可の種別 ^{※2}	

※1 製造所について旧法の許可（認定）を受けている者においては、平成26年11月25日と記載。

※2 製造販売業者のみ記載。（第一種、第二種、第三種、体外診断用医薬品）

従業員数（パート社員等を含む。）

全従業員数 [※]	製造部門 [※]	品質部門 [※]
人	人	人

※製造販売業者にあつては全社の人数及びQMS活動に関わる人数（品質保証部門の人数等）の内訳を記載

製造（製造販売）品目数[※]（外国製造所の場合は、日本向けの製品）

	クラスⅡ	クラスⅢ	クラスⅣ
製造（製造販売）品目数			
上記品目のうち、下記に該当する品目数を記載。			
医薬品又は再生医療製品が組み込まれたもの			
特定生物由来製品			
製造工程においてナノ材料が使用されるもの			
マイクロマシン			
最終的に人体に吸収されるもの			
特定医療機器			

※申請者が承認（認証）を取得している又は製造販売の届け出をおこなった品目に係る情報のみで可

変更の履歴

総合機構による前回調査*以降の変更の履歴（該当する項目にチェックし、その概要を記載）	<input type="checkbox"/> 製品・工程（重要なものに限る。） <input type="checkbox"/> QMS 関係部門 <input type="checkbox"/> 主な責任者 <input type="checkbox"/> その他 QMS に関する変更（重要なものに限る。） <input type="checkbox"/> 変更なし
	変更がある場合、その概要

※ これまで総合機構による調査を受けたことがない場合には都道府県による調査。いずれの調査も受けたことがない場合には、チェックしない。

QMS 省令の要求事項のうち適用を除外する事項又は非適用とする事項

例：第42条（設置業務）、第43条（付帯サービス業務）、第49条（特定医療機器に係る製品の追跡可能性の確保）については該当する製品を取り扱っていないため適用除外とする。等

過去5年間の行政機関（総合機構、都道府県、海外規制当局）及びIS013485の認証機関からの実地調査（査察）の有無

機関名	時期	対象品目名	結果

重要な供給者*の施設の名称、所在地及び工程

施設名	所在地	工程

※ 製品の有効性及び安全性に特に影響を与える購買品の供給施設や、工程を委託している施設がある場合に記載。

宣 誓 書

私は、QMS省令第72条第1項第2号に規定する品質管理業務そのほかこれに類する業務に3年以上従事した者であることを宣誓します。

平成 年 月 日

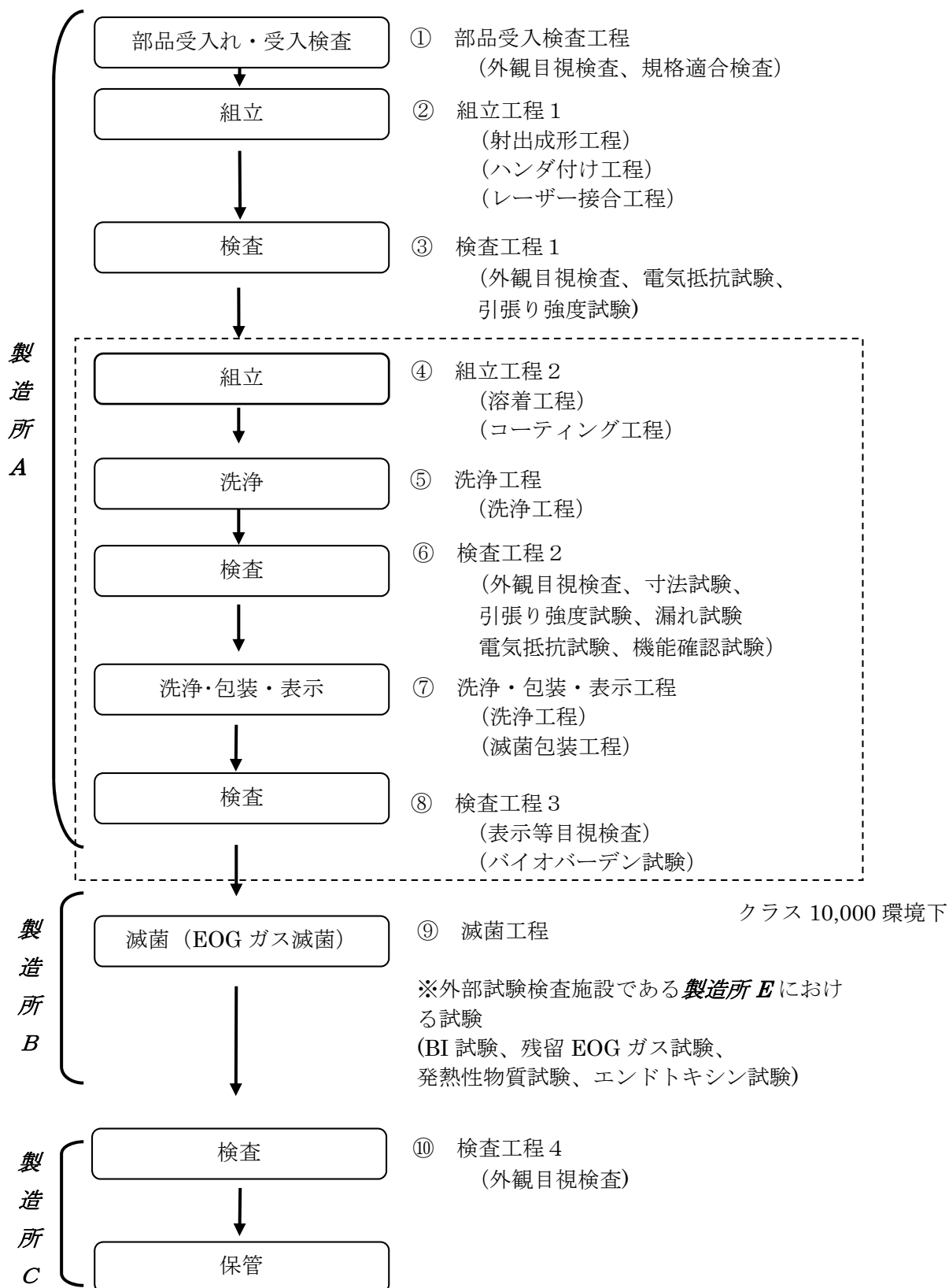
住所（従事する施設の住所）

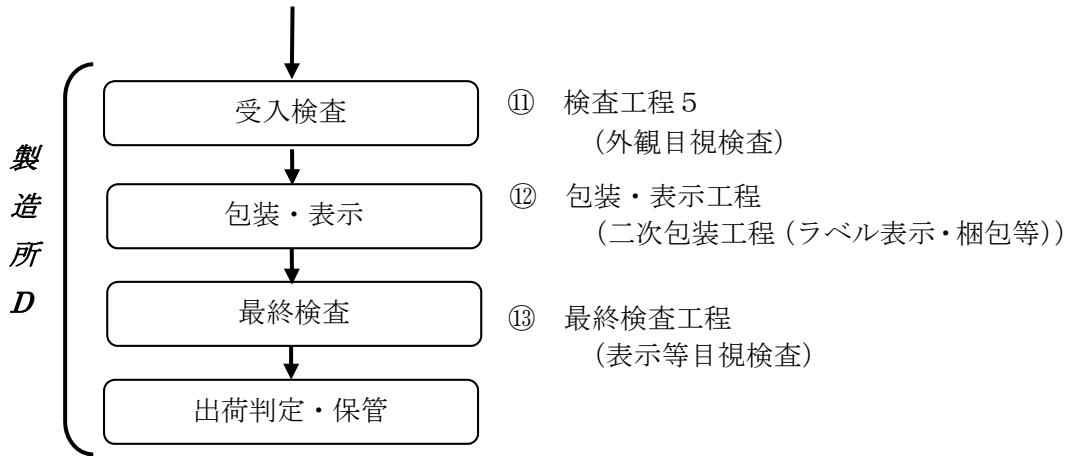
氏名（国内品質業務運営責任者の氏名） 印

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
品質管理部長 殿

○製造工程の概要の記載例

具体的な作業内容





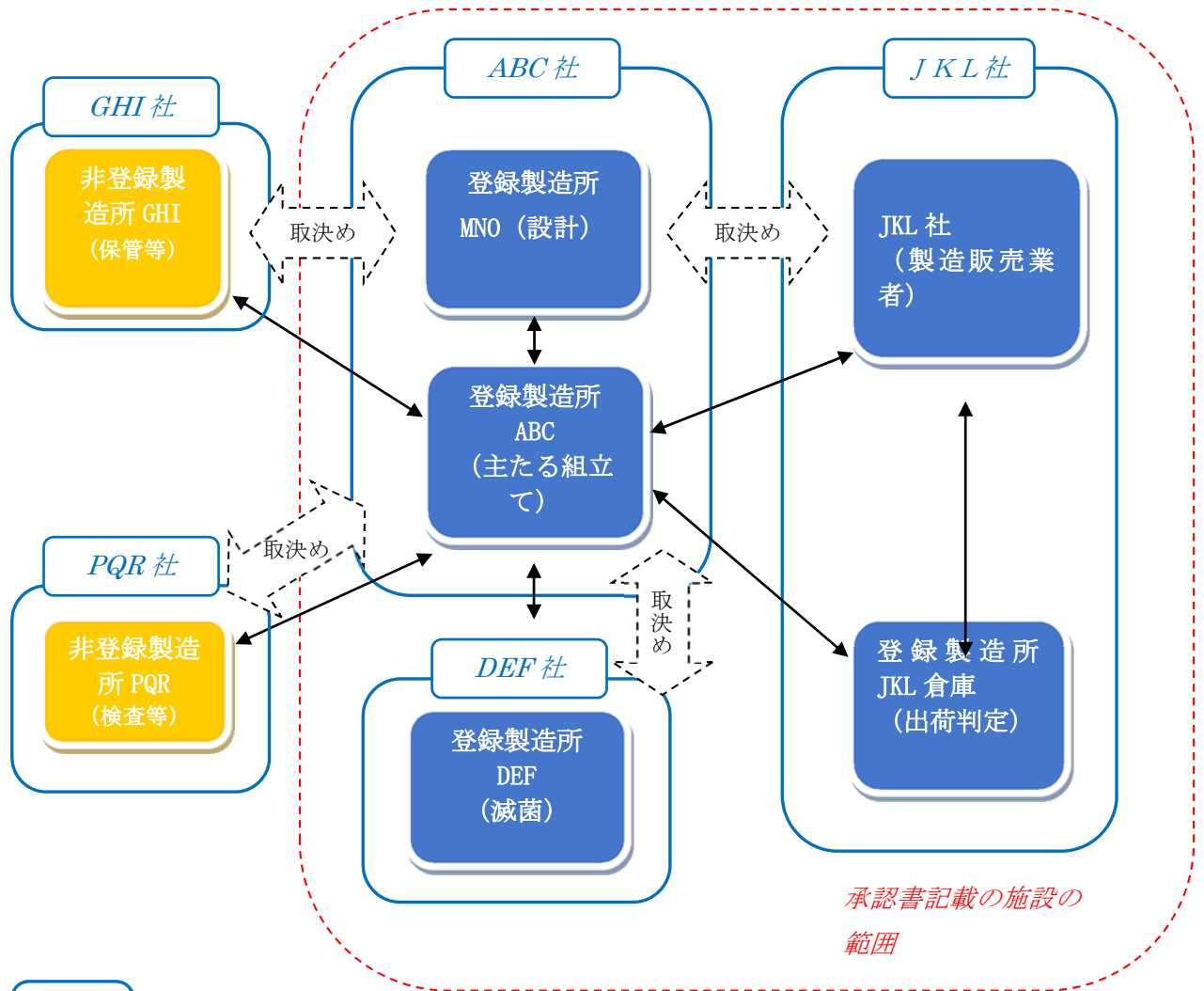
施設

製造所	施設の名称	施設の所在地	工程	登録番号
—	MNO 〇〇(国名)	設計	<u>NNAABCCCCC-XXX-A</u>
A	ABC 〇〇(国名)	主要な組立	<u>NNAABCCCCC-XXX-B</u>
B	DEF 〇〇(国名)	滅菌	<u>NNAABCCCCC-XXX-C</u>
C	GHI 〇〇(国名)	非登録製造所 (保管工程)	—
D	JKL 倉庫	〇〇都道府県〇市〇番 〇号	出荷判定	<u>NNAABCCCCC-XXX-D</u>
E	PQR 〇〇(国名)	非登録製造所 (検査工程)	—

○実施している活動の概要及び品質管理監督システムの相互関係の記載例

申請品目「●●●●」に係る品質管理監督システムの相互関係

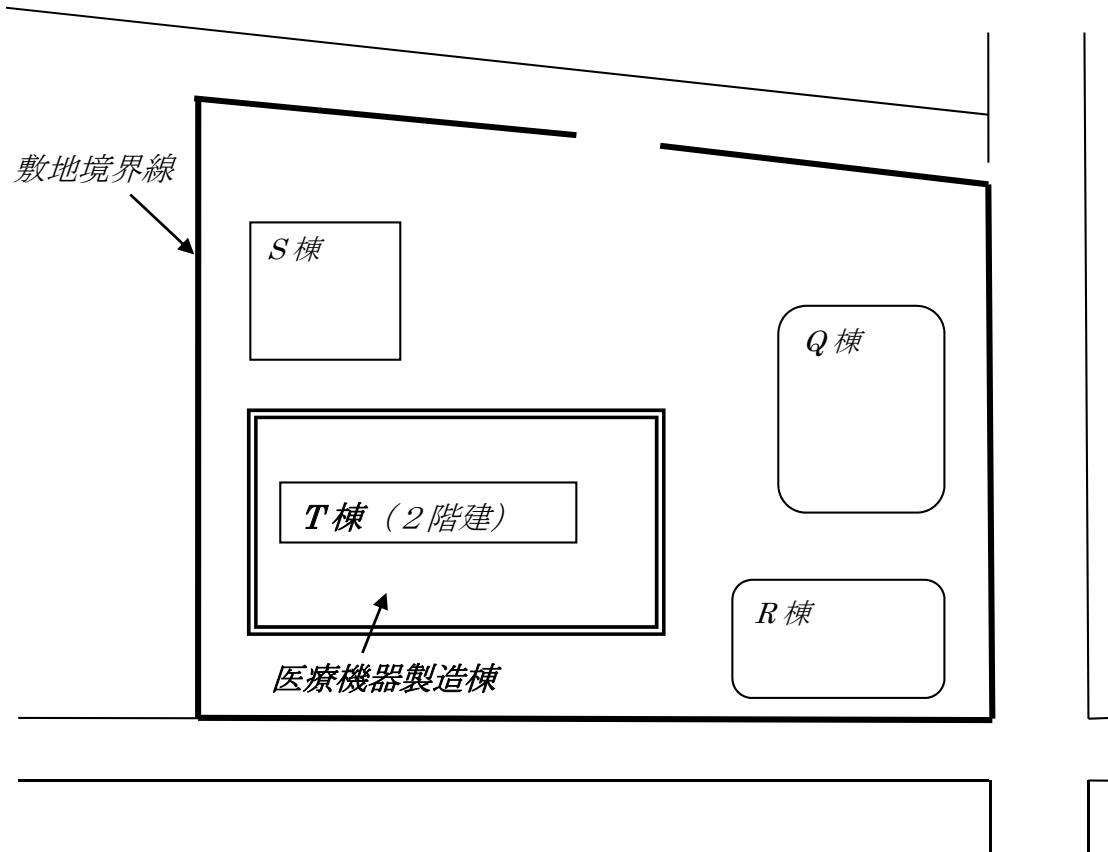
- ・製販と出荷判定を実施する登録製造所が同一システムで、設計と主たる組み立てを実施する登録製造所が同一システムの場合の記載例



 : 同一の品質システムの範囲を示す \longleftrightarrow : 情報交換を示す

申請品目「●●●●」に係る各施設の活動の概要			
設計開発管理	MNO		
製造所A	ABC	組み立て	
製造所B	DEF	EOG 滅菌	\longleftrightarrow 外部試験検査 PQR (滅菌に係る試験)
製造所C	GHI	包装・表示・保管	
製造所D	JKL倉庫	包装・表示・保管	

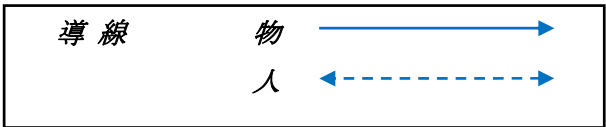
○ 調査対象施設の配置図の記載例



○ 調査対象施設の平面図の記載例

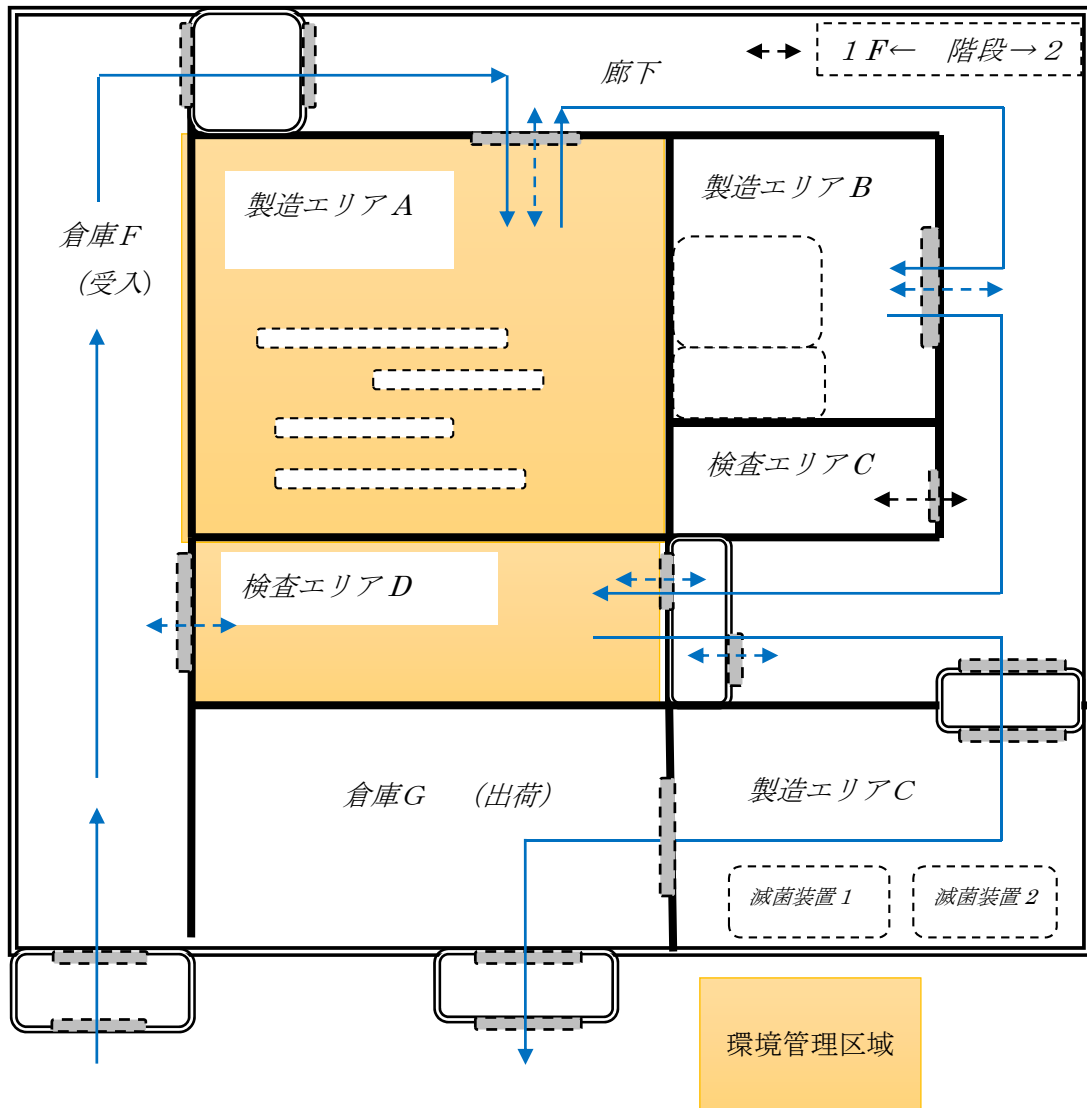
1 T棟 (医療機器製造棟) 平面図

クリーンルーム	・管理区域 : 製造エリアA、検査エリアD
	・グレード : ISOクラス7 (Class 10,000)
	・差圧 : 10Pa以上



T棟 1F 平面図

製造エリアB



2 主な製造設備及び試験検査設備の一覧

1 製造に係る主な設備・機器の一覧

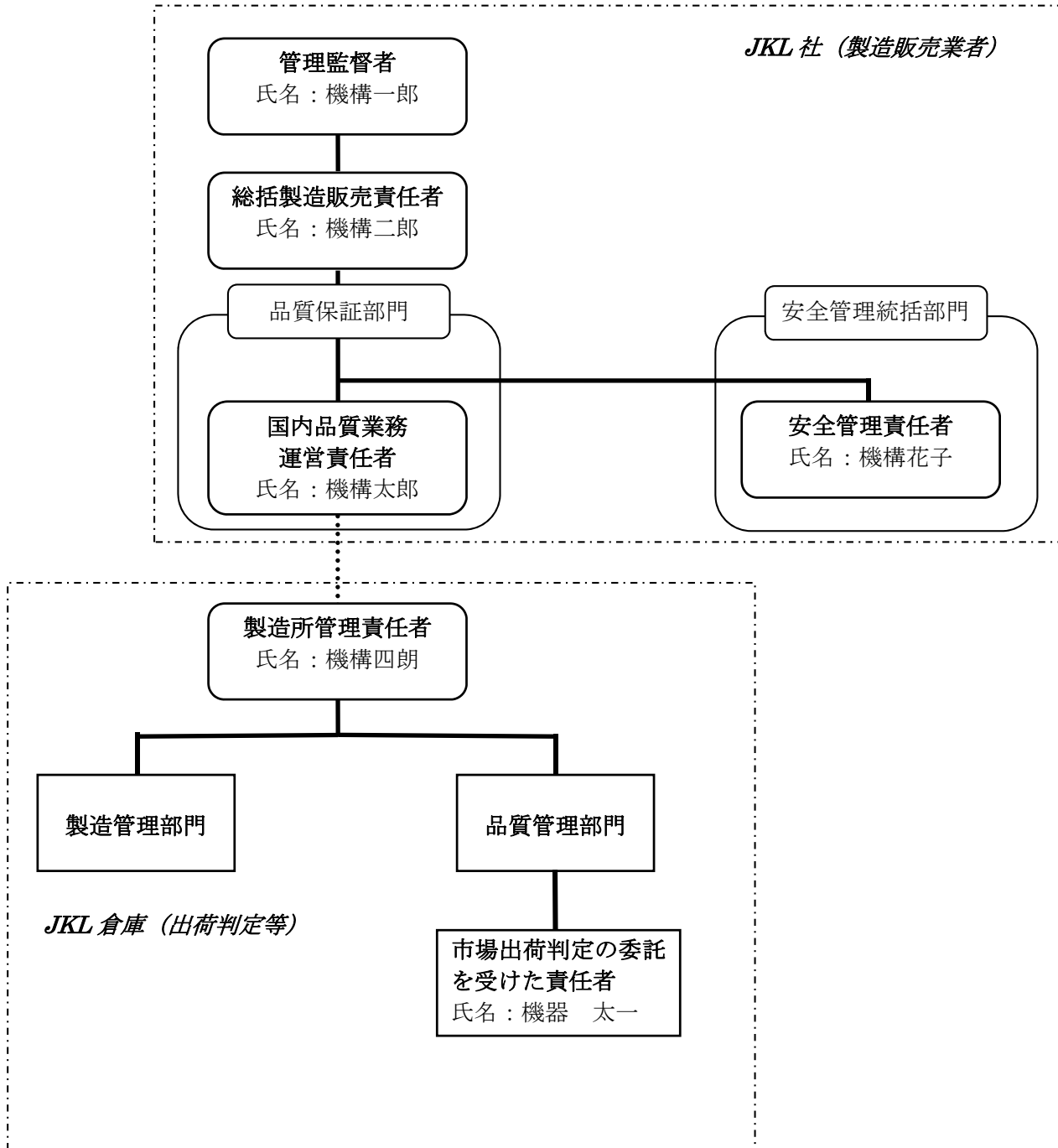
番号	名称	備考(型番等)
1	成形機	SK-123
2	ハンダごて	h n l
3	機能試験機	Ft111
4	レーザー溶接機	Ly222
5	シール機	SI-003
6	滅菌機	ST999
7	エアレーター	AR
・	・	・
・	・	・
・	・	・
・	・	・

2 試験検査に係る主な設備・機器の一覧

番号	名称	備考(型番)
1	ノギス	123F
2	デジタルマルチメーター	A987
3	オシロスコープ	F-111
4	耐電圧試験器	L z 222
5	引張り強度試験装置	SEW
・	・	・
・	・	・
・	・	・
・	・	・
・	・	・
・	・	・

○ 調査対象者の組織図の記載例

- ・ 製造販売業者及び国内出荷判定施設の組織図の例



○ QMS文書体系に関する資料の記載例

管理文書の一覧

QMS 省令	文書番号	文書名	保管期間
第六条 品質管理監督システムの文書化	QM0001	品質マニュアル	99年間
第八条 文書の管理	SOP0001	文書管理規定	99年間
第九条 記録の管理	SOP0002	記録管理規定	99年間
第三十条 設計開発計画	SOP0003	設計開発管理規定	99年間
第三十七条 購買工程	SOP0004	購買管理規定	99年間
第四十六条 滅菌工程のバリデーション	SOP0005	滅菌バリデーション規定	99年間
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

○ 製品標準書の概要の記載例

要 求 事 項	対応する管理文書名、番号等	施設名 ※施設ごとに作成する場合は不要
1. 該当する製品群、一般的名称及び販売名	製造販売承認書の写しのとおり	
2. 製造販売承認年月日及び承認番号	製造販売承認書の写しのとおり	
3. 性能及び安全性に関する規格／品目仕様	製品仕様書 (1234 Product Specification (P2/D2 DMF1 DEVICE REQUIREMENT SPEC))	
4. 操作方法又は使用方法	製品操作マニュアル (Product MANUAL)	
5. 製品の設計、図面及び仕様又は成分及び分量	製品設計書 (78910 Mechanical Specification (SPEC-CONTROLLED ENVIRONMENT AREA)) 製品試験手順書 (T78910 Test Specification (ELECTRICAL TEST SPECIFICATION, IPG)) 製品規格書 (P78910 Product Specification (DMF1 RV2 PRODUCT CONFIGURATION))	
6. 製造方法及び製造手順 (製品に用いる設備、器具及び装置並びに作業環境に関する事項を含む。)	標準製造手順書 (MT123 SOP04 SOP05)	
7. 輸入を行っている場合においては輸入先の国名、輸入される物に係る医療機器等の主な販売国及びその販売名	該当無し	
8. 表示及び包装に関する事項	製品仕様書 (1234 Product Specification (P2/D2 DMF1 DEVICE REQUIREMENT SPEC))	
9. 製品、製造用物質及び構成部品等の試験検査の方法	製品仕様書 (1234 Product Specification (P2/D2 DMF1 DEVICE REQUIREMENT SPEC))	
10. 承認書より厳格な規格及びより精度の高い試験検査の方法を用いている場合においては、その規格及び試験検査の方法並びにその理由	該当無し	
11. 承認書において定められていない製品、製造用物	該当無し	

(記載例7 資料2-3-1)

質又は構成部品等のうち、品質管理上必要と判断されるものとして自主的に設定した規格及び試験検査の方法		
1 2. 製品、製造用物質又は構成部品等の試験検査を、外部試験検査機関等を利用して行う場合においては、これらを使用して行う試験検査項目並びにそれらの規格並びに試験検査の方法	外部試験検査機関との取決め書	
1 3. 製品、製造用物質及び構成部品等の保管方法、保管条件並びに有効期間又は使用期限（有効期間又は使用期限に関してその根拠となった安定性試験の結果を含む）	製品仕様書 (1234 Product Specification (P2/D2 DMF1 DEVICE REQUIREMENT SPEC)) RTR1064 (安定性試験結果)	
1 4. 施設からの出荷の可否の判定及び市場への出荷の可否の判定手順	出荷判定手順書 (SOP0201)	
1 5. 製品の輸送の方法及び手順	包装輸送手順書 (212 : PACK & SHIP)	
1 6. 製品の修理手順並びに修理に用いる構成部品等の保存方法及び保存期間	該当無し	
1 7. 設置業務及び付帯サービス業務に関する事項	該当無し	
1 8. 滅菌に係る事項（滅菌バリデーション）	製品滅菌適格性確認手順 (PA313233 Product Sterilization Qualification) エチレンオキサイド滅菌検証手順 (PA414243 ETO Sterilization Certification)	
1 9. 製造販売業者と施設又は事業所との取決めの内容が分かる書類	品質に関する取り決め書 (Quality Agreement - ○○○, Inc & △△△ Co. Ltd)	
2 0. 製造販売業者と関係する施設及び登録製造所間の品質管理監督システム上の相互関係	・・・・・・・・・・ (別添2の例参照)	

○ 製造工程におけるバリデーションの実施状況の記載例

工程	実施日			実施施設	初回／定期／変更等の別	該当設備名等
	IQ	OQ	PQ			
射出成形工程	N/A	N/A	2014/3/1	ABC	定期	全電動射出成形機 A-01
溶着工程	2014/1/1	2014/2/1	2014/3/1	ABC	変更時 (溶着機)	超音波溶着機 M-01
滅菌工程	2014/1/1	2014/2/1	2014/3/1	DEF	初回 (滅菌器)	EOG 滅菌器 P-04
一次包装工程	N/A	2014/2/1	2014/3/1	ABC	変更時 (温度)	ヒートシーラー P-01
.
.
.

提出資料一覧

- QMS 適合性調査申請においては、下表にある資料をご提出ください。なお、「2. 書面調査のために提出する資料」につきましては、書面調査と判定された後の提出でも構いません。

1. 実地/書面調査の判定のために提出する資料

資料番号	提出資料	様式/ 記載例	新規	定期
1-1-1	申請品目の製造販売承認申請書又は承認事項一部変更承認申請書（輸出用医療機器等の輸出届に基づく場合は、その届出書）の写し	—	<input type="checkbox"/>	—
1-1-2	前回調査以降の承認事項一部変更承認書及び軽微変更届書の写し	—	<input type="checkbox"/> ※	<input type="checkbox"/>
1-1-3	ISO13485 認証書等、調査対象施設における適合性調査の申請の日から過去3年以内に実施された他の調査実施者による実地の調査報告書、MOU等に基づく相手国等の証明書又は調査報告書、外国等当局による適合性証明書の写し	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1-1-4	調査対象品目の製造工程の概要	記載例 1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1-1-5	各調査対象施設で実施している活動の概要及び各調査対象施設における品質管理監督システムの相互関係を確認できる資料	記載例 2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1-1-6	前回調査以降の回収がある場合には、その概要	—	—	<input type="checkbox"/>
1-1-7	宣誓書	様式 1	—	<input type="checkbox"/>
1-2-1	調査対象施設の概要	様式 2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1-2-2	子品目リスト及び申請品目に係る基準適合証の写し	様式 3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1-2-3	過去3年間の年間製造販売数量	—	—	<input type="checkbox"/>
—	その他、別途通知等に示す資料	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※：一変の場合に限る

2. 書面調査のために提出する資料

資料番号	提出資料	様式/ 記載例	新規	定期
2-1-1	調査対象施設の配置図	記載例 3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2-1-2	調査対象施設の平面図	記載例 4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2-2-1	調査対象者の組織図	記載例 5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2-2-2	品質管理監督システム基準書	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2-2-3	文書体系に関する資料	記載例 6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2-3-1	製品標準書の概要	記載例 7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2-3-2	添付文書等、品目の概要がわかる資料	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2-3-3	製造工程におけるバリデーションの実施状況	記載例 8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2-3-4	生物由来原材料等を使用している医療機器にあっては、安全性の確保の観点から品質に問題ないかを点検したことを示す資料	—	—	<input type="checkbox"/>
2-4-1	製造販売業者等への不具合事項の連絡に係る手順書等	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2-4-2	国内品質業務運営責任者が要件を満たすことを示す宣誓書	様式 4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2-4-3	国内品質業務運営責任者の業務に係る手順書	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2-4-4	登録製造所等との取り決め書	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2-4-5	修理業者及び中古品の販売業者又は貸与業者からの通知の処理、医療機器の販売業者又は貸与業者における品質の確保に係る手順書	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

カバーレターの記載例

- QMS 適合性調査申請時の資料提出時の他、品質管理部からの照会に対する回答の際も同様に以下のカバーレターを使用してください。

提出先 提出年月日	医薬品医療機器総合機構 品質管理部 (担当者〇〇〇〇) 宛 平成 〇年 〇月 〇日				
タイトル	QMS 適合性調査申請に係る資料の提出について (新規/定期)				
申請者名	株式会社ABC				
担当者氏名	所属部門名: 株式会社ABC品質保証部 品質管理課 〇〇〇〇	TEL	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
		FAX	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
品目名	Abcdef				
施設名	製造販売業者	設計	主たる組立て	滅菌	出荷
	JKL	MNO	ABC	DEF	JKL 倉庫
QMS 適合性 調査申請日	平成 〇年 〇月 〇日	システム受付 番号	00000000000000		
備考	(提出資料の遅延、省略などの連絡事項)				
	平成〇年〇月〇日付で申請した QMS 適合性調査申請の資料を次の通り送付します。(平成〇年〇月〇日に提出依頼(照会)のありました標記資料(回答)を次のとおり送付します。)				
	なお、提出すべき資料の内、〇〇、〇〇、〇〇については、同時提出の次表の申請書に添付した資料と同一であるため省略しました。				
	システム受付番号	123456789111	申請日	平成〇年〇月〇日	
	申請品目	ABC	資料名	品質マニュアル	